



省エネルギー型ハウス転換事業

省エネ機材導入など補助

「省エネルギー型ハウス転換事業」の概要

化石燃料の使用量を減らしたハウス栽培への転換を後押しするのが、農水省の「省エネルギー型ハウス転換事業」だ。省エネ機材を導入したり、既存ハウスの保温性を高めたりする経費を補助する。地域で工場排熱などを利用できないか調べる活動も支援する。

2025年度補正予算案に計上した「みどりの食料システム戦略緊急対策交付金」から補助する。同省は50年までに、化石燃料を使わない園芸施設へ移行することを目指している。

ハウス栽培に取り組む園芸産地やJA、自治体などが対象。化石燃料の使用量を一定以上減らすことが条件。ヒートポンプなど省エネ機材の導入や、ハウ

目的	ハウス栽培の化石燃料の使用量を減らす	
支援対象	省エネ機材の導入(5割)、既存ハウスの改良費用(5割)など	上限 2500万円
	地域で活用可能な再生可能エネルギーの調査費用など	上限 1500万円
事業実施計画の主な記載事項	事業内容、化石燃料の削減目標、削減の根拠を示す資料(省エネ機器メーカーやハウス施工業者が示すデータ)など	

スの改良にかかる費用の5割を補助する。保温性を高める一方で、生産性を維持するための高温対策も対象だ。

地域で利用できる再生可能エネルギーがないかを調査する場合は、上限付きで全額を補助する。

申請には、削減目標などを記載した事業実

施計画を都道府県に提出する。構成員の農家や団体が「みどり認定」を受けている場合は優先的に採択される。

臨時国会で25年度補正予算が成立すれば募集が始まる。問い合わせは同省園芸作物課、(電)03(3593)6496。

(隔週掲載)